

緊急事態措置による営業時間短縮の協力要請に伴う

「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第7弾)」について
(要請期間：令和3年8月27日～令和3年9月30日)

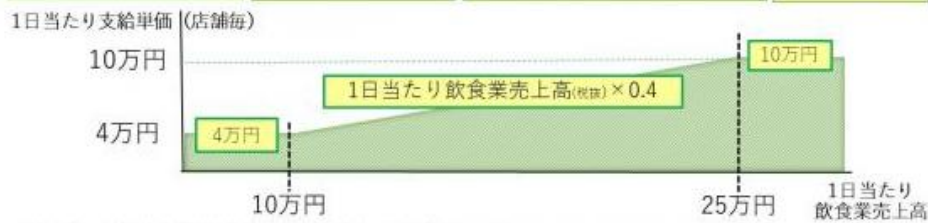
日々感染拡大している新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態措置の対象期間において、要請の対象となる店舗の営業時間の短縮等に全面的に協力頂いた事業者に対して、協力金を支給いたします。

給付額

※算定対象となる売上高は、飲食業の売上高のみです。

○売上高方式 (中小企業・小規模事業者) 1店舗・1日あたり

1日当たり飲食業売上高 (年間飲食業売上高) ※税抜	～10万円 (～3,650万円)	10万円～25万円 (3,650万円～9,125万円)	25万円～ (9,125万円～)
1日当たり支給単価 (店舗毎)	4万円	4万円～10万円 (1日当たり飲食業売上高 _{税抜} ×0.4)	10万円



要請期間等

令和3年8月27日(金)～令和3年9月30日(木)【35日間】

対象区域

岐阜県内全市町村

対象業種

- ・ 飲食店 ※飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配、テイクアウトサービスを除く)
※結婚式場は飲食店と同様の扱い。
- ・ 遊興施設等 ※バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗。
(ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く)
- ・ 飲食業の許可を受けていないカラオケ店舗
※全期間要請内容に応じた場合のみ、1日2万円を支給します。

要請内容

- ・ 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等は休業。
※飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の持込を認めている飲食店を含む。
- ・ 上記以外の飲食店等は、営業時間を午前5時から午後8時までの間に短縮。
※酒類及びカラオケ設備の提供を行わないことにする飲食店等を含む。

	通常営業	要請内容	協力金の対象
酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等	午後8時以降まで ⇨	休業または時短(午後8時までの営業とし、終日、酒類・カラオケ提供無し) ※休業と時短の組み合わせも可	○
	午後8時まで ⇨	期間中は完全休業(一日でも営業すると協力金の対象外)	○
上記以外の飲食店等	午後8時以降まで ⇨	休業または時短(午後8時までの営業) ※休業と時短の組み合わせも可	○
	午後8時まで ⇨	協力金の対象外	×

申請期間

令和3年10月8日(金)～令和3年11月30日(火) (当日消印有効)

申請様式等

申請様式下記HPよりダウンロードできます。

相談窓口 ▶058-272-8192
受付時間 9:00～17:00

ホームページ▶岐阜県協力金第7弾
(岐阜県HP内)

検索

